

平成29年
第10回日の出町
農業委員会議事録

日の出町農業委員会

農業委員会第10回総会日程

平成29年10月25日
役場全員協議会室

1. 開 会

2. 諸報告

3. 議事録署名委員の指名

4. 議 事

- (1) 議案第1号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について
- (2) 議案第2号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について
- (3) 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について
- (4) 日の出町農業委員会会長専決規程第4条による報告について

5. 閉 会

平成29年第10回日の出町農業委員会総会

平成29年10月25日
役場全員協議会室

議席	氏名	議席	氏名
1	土澤孝一君	9	原島克佳君
2	北島清司君	10	和田勝君
3	山崎茂樹君	11	野口隆昭君
5	清水和夫君	12	関石啓之君
6	関根進君	13	小川昌夫君
7	矢治一俊君	14	辻本泰啓君
8	木住野佑治君	15	神田功君

事務局職員

事務局長 吉村秀樹
事務局次長 小池康夫
事務局 宮下貴裕

事務局長 皆さんこんにちは。定刻になりましたので、ただいまから平成29年第10回、日の出町農業委員会総会を開会いたします。
まず、はじめに神田会長よりご挨拶をお願いします。

会 長 皆さんこんにちは。第10回の農業委員会総会を開催したところ全委員が出席ということで、総会は成立しております。本日の審議もよろしく申し上げます。ありがとうございました。

事務局長 ありがとうございました。続きまして日程3議事録署名委員の指名及び日程4の議事進行を会長よりお願いいたします。

会 長 それでは、3. 議事録署名委員の指名をさせていただきます。13番 小川委員、14番 辻本職務代理にお願いいたします。
それでは、4. 議事に入らせていただきます。
(1) 議案第1号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について事務局の朗読及び説明をお願いいたします。

事務局 (農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について朗読および説明)

会 長 朗読及び説明が終わりました。
地区担当は・委員です。申請地を確認していただいております。説明をお願いいたします。

委 員 先日の19日に事務局と一緒に現場を見てきました。場所は案内図を見ていただきますと、・センターの六差路の南側約50m程度いったところでございます。公図の方を見てもらいたと思います。栗が5本ぐらい比較的背の低い直径で言いますと15cmぐらいの栗の木が植わっておりまして、下草は50cmから1m程度の草が生えており、管理はなされていません。周辺の畑では冬物野菜の白菜やネギ、キャベツが栽培されており、直売所なりで販売されているのではないかなと思います。当該地だけが栗が植わって草が生えており少し目立ったところではあるのですが、今回、・さんがここをきれいに伐採抜根をして作付けをしてもらいますと、見た目もすっきりとしていいのではないかと思います。

・さんにつきましては、周囲の方もきれいに作付けして農業をしていますので、それに刺激されて一生懸命頑張っただけであればいいなと思います。以上です。ご審議よろしく申し上げます。

会 長 ・委員及び事務局の説明が終わりました。委員さん方、意見、質問がございましたらお願いいたします。はい、・委員

委 員 参考までに、現在・さんはどれくらいの規模で耕作しているのですか。

事務局 1号、2号を合算する前が、約2反7畝。1号、2号を足すと約4反3畝になります。

会 長 はい、・委員

委 員 前に借りた約1反ちょっとの畑が、・番というのがあると思うのですが、現状、梅林のままで何も行われていないのですが、進行状況を教えてください。

事務局 前回の7月の総会で利用権を設定した土地だと思うのですが、東京都の補助金を申請をしているところでありまして、ここで9月の補正予算が取れてですね、東京都の補助金の申請が完了しているところでございます。これから伐採抜根に入る段階でして、まだ待っている状態です。

会 長 はい、・委員。

委 員 ・さんについてもう少しお尋ねしたいのですが、東京都の補助金を活用することは、わかったのですが、彼が最初に借りた畑を通りがけに見ますときれいに管理はされているものの、余計な心配かもしれませんが、経営としてやっていけるのかなと、販売状況、出荷状況、作付け状況なのですが。新規就農者の補助金が下りるのは5年間までだったと思うのですが、今回の事業やパイプハウスを建てるのに活用する事業に当たって自己資金はしっかりと確保されているのでしょうか。

事務局 今回の伐採抜根については、数十万円の本人負担が生じることはヒアリングの中で伝えておりまして、それは大丈夫であると聞いております。また、活性化支援事業につきましては、東京都の厳選な審査も入りますので、資力信用のないものには補助金は充当されないことになっておりますので、その点は我々の力の及ばない範囲になっております。後は本人のやる気次第というところでございます。

委 員 私の方から、ひとつ聞きたいことがあるのですが、・さんがいくつか土地を借りている中で、今回は使用貸借なのですが、お金を出して借りている賃貸借の部分はどれくらいあるのでしょうか。

事務局 最初に借りた2筆が賃貸借、議案第2号で出るのが賃貸借なので、合計で、3筆が賃貸借で、2筆が使用貸借であります。賃料の合計が、年額・万円になります。

委 員 わかりました。

会 長 意見、質問がないようですので、(1) 議案第 1 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について処理いたします。許可として、よろしい委員さんは、挙手をお願いいたします。

挙手多数ですので、本案件は、許可いたします。続きまして、(2) 議案第 2 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画について、事務局の朗読をお願いいたします。

事務局 (農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画について朗読及び説明)

会 長 朗読及び説明が終わりました。
地区担当は・委員です。現地確認をしていただいております。説明をお願いいたします。

委 員 はい、それでは説明します。今週の月曜日、10月23日に事務局と一緒に現地確認をしてきました。公図を見ていただくとわかりやすいと思いますが、先ほどの議案第 1 号で審議していただいた場所から約 150m 北にあります。非常に長い長方形の形をしています。幅が長い方で約 63m あり、短い方が 13m ぐらいの長さで、先ほど事務局から説明がありました通り、すぐに作付けできるような状況でございまして、夏以降に生えたと思われる草が一面に 10cm 程度生えておりました。ただ、一部にサツマイモが植わっているような状況でございます。余談にはなりますが、当該地の南の部分は、東京都指導農業士になられる・委員の畑でありますので、・さんもいい刺激をもらって、いい作物がつかれるのではないかなと思います。
ご審議のほどよろしく申し上げます。

会 長 ・委員及び事務局の説明が終わりました。委員さん方、意見、質問がございましたらお願いいたします。

委 員 今、・さんは農機具は何と何を持っているのですか。

事務局 管理機 1 つです。

会 長 農協の事業でトラクターを借りるということですか。

事務局 そうです。

会 長 意見、質問がないようですので、(2)議案第2号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について処理いたします。許可として、よろしい委員さんは、挙手をお願いいたします。

挙手多数ですので、本案件は、許可いたします。続きまして、(3)議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について、事務局の朗読をお願いいたします。

事務局 (農地法第5条の規定による許可申請について朗読及び説明)

会 長 朗読及び説明が終わりました。
地区担当は・委員さんに現地確認をしていただいております。説明をお願いいたします。

委 員 はい、説明します。10月19日に事務局と一緒に現地確認を行ってきました。現地は南側は、幅8m程の広い道路に接道していきまして、西側も約3m程の道路に接道しております。北側は、・の事務所があります。

周辺には畑はあまりないので、駐車場に転用しても問題はないと思いますが、南側の道を挟んで反対側が住宅地になっておりますので、車の出入りが増えると子供の通学路になっていることもあり、少しその点が心配です。

会 長 ・委員及び事務局の説明が終わりました。委員さん方、意見、質問がございましたらお願いいたします。はい、・委員。

委 員 ここはご説明があったんで、市街化調整区域だと思うのですが、許可要件については、第3種農地に該当するということですが、もう少し詳しく説明をしていただけますか。

事務局 許可条件につきましては、一般条件と立地条件の2つがありまして、今、ご質問いただいた第3種農地というのは、立地条件に該当しまして、甲種農地、第1種農地、第2種農地、第3種農地というような区分がなされておりました。第3種農地につきましては、市街化区域に隣接する市街化が見込まれる農地を言いきまして、4m以上の道路に接道し、その道路の中に上下水道等が2本以上埋設され、おおむね500m以内に公共施設が2つ以上あることが条件になっております。今回のケースですと、道反対が市街化区域であり、道路幅が4m以上あり、上下水道が埋設され、おおむね500m以内に・等の公共施設があることから、第3種農地に該当すると判断されました。第3種農地につきましては、一般条件を満たすようなものであれば、原則許可できるとされています。

会 長 はい、・委員。

委員 かなり広い駐車場だと思うのですが、実際にここには、通勤用の車をとめるのですか。また、譲受ける会社はどのようなことをしているところなのでしょうか。

事務局 駐車場の内訳につきましては、従業員の通勤用の車33台と、会社で所有している・車30台分置くというような計画を立てているということです。

委員 かなり広い駐車場になりますね。植栽などはどれくらい設けるのでしょうか。

事務局 植栽面積につきましては・㎡設けるとのことです。実際に駐車場になるのが・㎡になります。

会長 意見、質問がないようですので、(3)議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について処理いたします。許可として、よろしい委員さんは、挙手をお願いいたします。

挙手多数ですので、本案件は、許可いたします。続きまして、(4)日の出町農業委員会会長専決規程第4条による報告について、事務局の朗読をお願いいたします。

事務局 (専決処理報告、農地法第5条届出4件、朗読及び説明)

会長 朗読が終わりました。
只今の報告につきまして、意見、質問がございますか。

会長 意見、質問がないようですので、(4)日の出町農業委員会会長専決規程第4条による報告とさせていただきます。以上をもちまして、本総会の日程は終了いたしました。

署名

議長 _____

13番 _____

14番 _____